

令和 7 年度 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）開催要項
〔令和 7 年度 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）開催要項〕

1. 目 的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図る。

2. 主 催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会 場	区 分	期 日	開 催 場 所	定 員
浜 田	講義・演習	9 月 11 日（木）、12 日（金）	いわみーる 401 研修室	48 名
出 雲	講義・演習	9 月 25 日（木）、26 日（金）	朱鷺会館 大ホール	72 名

※定員について・・・定員を超過した場合は、申込時の優先順位等を考慮のうえ、希望されていない会場での受講決定や受講をお断りすることがあります。予めご了承ください。

4. 受講対象者

障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する者、障害福祉サービス事業所等の連携医療機関の医療従事者、又は障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援にあたる特別支援学校の教師等。

5. 申込方法・受講決定・受講料

（1）申込期間 7 月 4 日（金）から 7 月 25 日（金）13 時まで受け付けます。

※受講予定者が開催期日に参加可能であることを確認していただき、必ず法人内で優先順位を付したうえで申し込みをしてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込みはできません）。

※職員登録の際は氏名・生年月日を正確に入力してください。修了証書にそのまま記載されます。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

（2）受講決定

①受講を決定した場合、締切後概ね 2 週間で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

（3）受講料 ひとり 3,000 円（消費税非課税）

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

6. 修了証書の交付等

（1）定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。（強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了証書、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了証明書、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程携帯用修了証明書の計 3 種類）

（2）地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

（3）欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

7. 会場アクセス

- 【浜田会場】いわみーる 浜田市野原町 1826-1
 ◎【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（約 10 分）
- 【出雲会場】朱鷺会館 出雲市西新町 2 丁目 2456-4 番地（「しまね花の郷」となり）
 ◎ J R 西出雲駅南口から徒歩 10 分（J R 西出雲駅より南へ約 500m）

8. 問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／足立・永瀬
 〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F
 TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講申込の際に頂く個人情報、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

日程表

	時間	科目	講師
1 日 目	8:40～9:20	受付	
	9:25～9:30	オリエンテーション	
	9:30～11:00 (90分)	講義 1 強度行動障害の理解 ○支援の基本的考え方 ○強度行動障害の状態 ○行動障害が起きる理由 ○障害特性の理解	(浜田) 社会福祉法人島根整肢学園 焼杉ゆかり 氏 (出雲) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 三原章人 氏 藤松夏穂 氏
	11:10～12:10 (60分)	講義 2 研修の意義 ○行動障害と虐待防止	(浜田) 社会福祉法人いわみ福祉会 美濃哲也 氏 (出雲) 特定非営利活動法人こだま 川上太郎 氏
	13:10～14:40 (90分)	演習 1 強度行動障害の理解 ○困っていることの体験	(浜田) NPO 法人海 山本剛志 氏 (出雲) 社会福祉法人親和会 水 志 氏
	14:50～16:20 (90分)	講義 3 支援のアイデア ○障害特性に基づいた支援	(浜田) 合同会社演舞企画 伏谷 瞳 氏 (出雲) 社会福祉法人上口福祉会 小泉 亮 氏 布村裕介 氏
	16:30～17:30 (60分)	演習 2 基本的な情報収集 ○行動を見る視点	(浜田) 社会福祉法人いわみ福祉会 石田英巳 氏 (出雲) 社会福祉法人さくらの家 山本剛宏 氏
2 日 目	9:00～10:30 (90分)	演習 3 特性の分析 ○特性の把握と適切な対応	(浜田) 社会福祉法人いわみ福祉会 石田英巳 氏 (出雲) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 三原章人 氏
	10:40～12:10 (90分)	講義 4 チームプレイの基本 ○チームプレイの必要性	(浜田) 社会福祉法人いわみ福祉会 福田 喬 氏 (出雲) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 藤松夏穂 氏
	13:10～14:40 (90分)	演習 4 チームプレイの基本 ○支援手順書に基づく支援の体験	(浜田) テライ・メディカルサポート株式会社 入江直樹 氏 (出雲) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松尾卓哉 氏
	14:50～15:20 (30分)	実践報告 児童期及び成人期における支援の実践	(録画) 特定非営利活動法人ぐりぐり 高橋歩美 氏
	15:20～15:50 (30分)	研修の意義 家族の気持ち/実践報告	(浜田・出雲) 島根県自閉症協会 向田京子 氏
	15:50～16:00	事務連絡・閉会	

* 進行の都合上、変更することがあります

研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について

1. 受講状況の確認及び修了証書の発行について

- (1) 各科目の終了後に「出席簿」にフルネームでサインをお願いします。この出席簿へのサインにより、受講状況の確認をしますので、忘れないようご注意ください。なお、1科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
- (2) 本研修は、皆様ご存じのとおり、事業所・施設の中心となる人材を養成するための重要な研修です。
そのため、研修受講態度が著しく不良であると認められた場合（※①～⑥）や、研修内容を明らかに理解していないと判断された場合は、修了証書の発行を行わない可能性がありますので予めご了承ください。
(研修の全日程を終了している場合でも、研修修了者と認めない場合があります。)
- ①遅刻や早退等で研修の全課程を受講できない場合
 - ②事前課題が適切に実施されていないと判断された場合
 - ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の過度な使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、内職や居眠り等）
 - ④他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為
 - ⑤研修の円滑な実施を妨げる行為（演習等での消極的な態度や他の受講者との非協力的な姿勢（グループワークに等において消極的な態度も含む））
 - ⑥その他、講師やファシリテーターから注意を受けても受講態度が改善されない場合
- 以上の注意事項に心掛け、研修の受講者としてふさわしい姿勢やマナーをもって、誠意ある態度で研修に臨んでいただきますようお願いします。
- (3) 緊急かつやむを得ない事情による場合は、島根県と協議のうえ決定します。

2. その他

- (1) 昼食は各自でご準備ください。
- (2) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- (3) 駐車場に限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 研修中は、携帯電話はマナーモードにし、緊急時以外の使用はお控えください。
- (5) 研修中のパソコンやタブレットの使用は、研修に関係のない行為であるかどうかの判断に影響するため、使用は認めません。
- (6) 研修内容の録音・録画及び研修会場内の許可されていないものの撮影は、一切禁止とさせていただきます。
- (7) 研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。
- (8) 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (9) マスク着用は個人の判断を基本とします。
- (10) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

上記内容をご了解のうえ、研修申し込みをしていただきますようお願いいたします。